

人権擁護委員会事件処理細則

(目的)

第一条 この細則は、人権擁護委員会（以下「委員会」という。）が行う人権問題及び人権侵害に関する事件の調査、研究、処理等に関する手続を定めることを目的とする。

(申立手続)

第二条 人権侵害に関する事件（以下「事件」という。）の申立ては、福島県弁護士会（以下「本会」という。）又は本会の人権擁護委員会に対し、被害者、事件関係者、弁護士その他の者が、申立ての趣旨及び理由を記載した書面を提出して行う。ただし、やむを得ない場合は、口頭による申立てを妨げない。

(受理手続)

第三条 事件の申立ては、本会の本部及び各支部で受理する。

2 口頭による申立てを受けたときは、事件の受付を担当する本会の会員又は本会の職員が適宜申立書を作成して、口頭申立てと付記して、署名捺印する。

3 当事者の呼称は、申立人、被害者、相手方とする。

4 事件申立書に、作成年月日、作成名義人の氏名（弁護士であつて、職務上の氏名を使用している者の場合には、

職務上の氏名をいう。）及び押印、申立人の住所、氏名、電話番号、相手方の住所、氏名又は名称、電話番号等の形式的事項並びに人権侵犯の内容、場所、時間等事件の特定に必要な事項について過誤又は不備のあるときは、提出者に補正を促すものとする。ただし、事件の内容に照らし補正が困難な事項については、この限りでない。

5 支部において事件を受け付けたときは、担当した会員又は職員は、申立書に受付年月日を記載して認印し、申立書の写しを一通作成して支部に保管し、原本を本部に送付する。

6 本部は、直接受理した事件及び支部から送付を受けた事件を、事件簿に登載し、申立書に受付年月日及び事件番号を記入して、担当者がそのかたわらに認印する。

7 年度及び事件番号は、「人権」と表示して歴年度に従い、順次番号を付する。事件名は、その内容に照らし、委員長及び副委員長が定める。

8 申立書には受付後表紙を付し、必要な用紙を加えて、記録を編成する。

9 本部は、支部から送付を受けた事件について、当該支部に対し本部で受け付けた年月日、事件番号、事件名及び当事者を通知し、通知した年月日を記録に記入する。

10 前項の通知を受けた支部は、通知を受けた事項を備付

けの事件簿に記入する。

11 本部は、事件を受理したとき及び支部から送付を受けたときは、申立人に対し、速やかに、個人情報等の第三者提供に関する同意書を添付した説明書を送付する。

(調査開始)

第四条 委員会は、前条による申立てのあった事件及び日本弁護士連合会、弁護士会連合会又は他の弁護士会から移送のあった事件のうち、人権が侵害され又はそのおそれがあると認められたものにつき調査を開始する。

2 前項の他、委員会は、必要があると認められた人権問題や人権侵害に関する事件について調査することができる。

3 委員長は、事件について予備審査を必要と認めるときは、遅滞なく自ら又は指名した委員により予備審査を実施する。

4 委員会は、前項の事件については予備審査の結果報告を受けた後、その他の事件については申立書の受理後、速やかに調査を開始するか否かを決定する。

5 委員長は、第一項又は第二項の調査を担当する委員(以下「担当委員」という。)を定めることができる。

(小委員会)

第五条 委員会は、必要と認めるときは、小委員会を設け事件の調査をさせることができる。

2 小委員会の委員は、委員会において選任し、小委員会
の委員長は、その委員の互選による。

(委員の除斥及び回避)

第六条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、
事件に関する職務を行うことができない。

一 当該事件の申立人、被害者又は相手方(以下「当事者」と総称する。)であるとき。

二 当事者の親族であるとき又はあつたとき。

三 当事者の法定代理人、後見人、後見監督人、保佐人若しくは補助人であるとき又はあつたとき。

四 当事者の顧問弁護士であるとき。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当事者の申出により事件に関する職務を行うことができない。

一 当該事件の証人、鑑定人又は委員会の参考人となつたとき。

二 当事者の代理人、弁護士又は補佐人となつたとき。

三 公務員として当該事件を職務上取り扱ったとき。ただし、法務局の人権擁護委員又は裁判所調停委員として関与したときは、この限りでない。

四 当該事件について、当事者から事件処理の依頼を受け、これに応じたとき。

3 前項に規定するほか、委員は、当該事件に関与するこ

とにより事件の処理について著しく公正を欠くと認められるときは、委員長の許可を得て事件を回避することができる。

(調査)

第七条 委員会は、相当と認めるときは、日本弁護士連合会、弁護士会連合会、他の弁護士会、公務所又は公私の団体に照会して事実調査を依頼し、その協力を求めることができる。

2 委員会は、相当と認めるときは、日本弁護士連合会、弁護士会連合会又は他の弁護士会と共同して事実調査を行うことができる。

3 委員会は、相当と認めるときは、事実調査に際し、当事者又はその関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

(調査の報告)

第八条 小委員会又は担当委員は、担当する事件について調査を遂げたときは、調査結果及び事件処理に関する意見を書面をもって委員会へ報告するものとする。この書面には、申立て及び事実調査の概要、人権侵害の有無についての判断並びにこれに対してとるべき措置を記載するものとする。

(事件の処理決定)

第九条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する事件の処理を決定する。

一 不開始 予備審査の結果、調査を開始しないとき。

二 移送 他の委員会、弁護士会、弁護士会連合会、日本弁護士連合会に事件を移送するとき。

三 司法的措置 告発、準起訴、再審等の手続をとり、又はこれらの手続に協力するとき。

四 警告 加害者、監督者等に対して委員会の意見を通告し、反省を求めるとき。

五 勧告・要望 加害者、監督者等に対して、被侵害者の救済又は侵害の予防につき適当な措置をとることを要望するとき。

六 助言・協力 被侵害者、申立人らに対し、人権の回復又は救済手続につき、助言を与え、又は協力するとき。

七 不処置 調査の結果、人権の侵害又は侵害のおそれがないと認めるとき。

八 中止 当事者、関係人の死亡、行方不明、申立ての取下げその他の事情により、事件の調査又は前各号の事件処理が困難又は不相当と認められるとき。

九 不採用 申立事件が次のイからヌまでのいずれかに該当するとき。

イ 人権救済を求める内容でないことが一見明白な申立てであるとき。

ロ 内容が意味不明又は理解不能な申立てであるとき。

ハ 委員会が前に不採用、不開始又は不処置と決定した事件と同一内容の申立てであるとき。

ニ 委員会が既になした処理に対する異議、苦情、求積明等を内容とする申立てであるとき。

ホ 明らかに委員会において取り扱うことができない申立てであるとき。

ヘ 申立人を特定せず、かつ、申立人と連絡をとることができない申立てであるとき。

ト 内容が不明確で、補正要請に対し一か月以内に回答のない申立てであるとき。

チ 既に弁護士会に申立てがなされたものと同内容の申立てであるとき。

リ 申立人が個人情報等の第三者提供に関する同意書を一か月以内に返送しないとき。

ヌ 司法手続その他の方法により救済することが相当と認められる事件であるとき。

十 通知 刑務所、拘留所に対する申立事件のうち、次のイからハまでに該当するものであって、調査を開始せずに被申立機関に申立ての内容を通知することが相

当と認められるとき。

イ 施設管理者の合理的裁量の範囲内の事項に関する申立てであり、苦情というべきものであることが明らかでないもの。

ロ 人権侵害に該当するとしても、その侵害の程度が軽微で要望等の処理をする程度でないことが明らかでないもの。

ハ 処遇の改善を求める申立てで、事実認定をしていると適切な処遇の機会を失うもの。

十一 その他の適切な処置
(処理)

第十条 委員会が前条の処理を相当と認める旨の決定をしたときは、委員長は、速やかに、書面をもって、その旨を会長に報告するものとする。

2 事件の処理は、会長及び委員長の連名で行う。

3 会長が第一項の報告に基づき処理を決定したときは、委員長は、速やかに申立人に対し、その結果を送付するものとする。ただし、送付する必要がある場合又は送付することが相当でない場合には、この限りでない。

4 申立人に対する送付は、変更の届出がない限り、申立書記載の肩書住所地に普通郵便で送付する方法による。
(費用の負担)

第十一条 本会は、事件の調査に要した費用のうち、次に掲げる費用を支出することができる。

一 通信費及び記録の閲覧謄写費用

二 出張費用

三 その他必要やむを得ない費用の実費

2 担当委員又は小委員会の委員長は、前項の費用の支給を希望するときは、委員長を通じて会長に対し、書面により申請しなければならない。

(事件記録の作成)

第十二条 委員会は、事件の処理につき事件記録を作成し、次に掲げる事項を記載して保存するものとする。

一 申立人の住所及び氏名

二 申立受理の年月日、受理番号及び事件名

三 加害者又は相手方の氏名又は名称

四 調査の開始又は不開始及び当該決定の年月日

五 担当委員又は担当小委員会名及び小委員会の委員長の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）

六 調査報告の年月日

七 処理決定の年月日及びその種別

八 処理の結果の概要

(事件簿への記入)

第十三条 委員会は、処理を終えた事件につき、前条第一項第四号から第八号までに規定する事項を事件簿に記入し、支部から送付を受けた事件については、前条各号に規定する事項を支部宛通知する。

2 支部は、前項の規定により通知を受けた事項を事件簿に記入する。

(書面の様式)

第十四条 この細則の手續に関する書類の様式は、別に定める。

(総会への報告)

第十五条 委員会は、毎年次に掲げる事項について、本会の総会に報告しなければならない。この場合において委員会は、申立人、被害者等が特定されないよう、配慮しなければならない。

一 活動の内容

二 申立事件の処理経過

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認があった日（平成二十三年八月十八日）から施行し、平成二十三年三月一日から適用する。